



厚生労働省

平成30年度 配偶者等からの暴力被害者支援協議会

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」について

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

平成31年1月29日(火) 奈良県文化会館

《これまでの経緯》

①平成24年度

婦人保護事業等の課題に関する検討会（調査研究事業）

- ・平成24年6月～12月にかけて5回の検討会を実施。（別添1）
- ・検討会で示された課題のうち、運用上の改善で対応できるものについては、可能なものから着実に実施。

②平成28年度

4月 与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実にに関するPT」発足

12月 「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」（与党PTまとめ）

→売春防止法を根拠とする婦人保護事業の抜本的な見直しが提言される。（別添2）

③平成29年度

6月 女性活躍加速のための重点方針2017（すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

→「社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しに向けた検討を推進するため、婦人相談所等における支援内容等を中心とした実態把握を行う」ことを方針とする。（別添3）

12月 重点方針を踏まえ、「婦人保護事業における支援実態等に関する調査研究」を実施

④平成30年度

6月 女性活躍加速のための重点方針2018（すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

→「平成29年度に実施した調査研究結果等を踏まえ、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しについて有識者等による検討の場を設け、その議論を踏まえつつ必要な見直しを検討する」ことを方針とする。（別添3）

婦人保護事業等の課題に関する検討会(平成24年6月～12月)

- 平成24年4月、全国婦人保護施設等連絡協議会及びNPO法人全国女性シェルターネットから売春防止法の改正等に関する要望を受け、同年6月に「婦人保護事業等の課題に関する検討会」(保健福祉調査委託費を用いた調査研究事業としての位置づけ)を設置。婦人保護事業等の課題について検討。
- 平成24年12月に「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」をとりまとめ。
- 平成25年3月に開催の「全国児童福祉主管課長会議」で配布。

婦人保護事業等の課題に関する検討会 構成員(敬称略、○は座長)

新井 篤	群馬県女性相談所所長	竹内 景子	婦人相談所長全国連絡会議会長
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長	堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部准教授
○戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授
栗原 博	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課長	横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長
黒田 佳子	全国婦人相談員連絡協議会会長	吉村 マサ子	全国母子寡婦福祉団体協議会会長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シェルターネット共同代表		

○以下の項目について、検討課題を整理。

- ①用語の見直し ②対象とする女性の範囲 ③施設等の役割や機能 ④婦人相談員のあり方
 ⑤婦人相談所の役割 ⑥都道府県と市の役割分担 ⑦根拠法の見直し

○今後の対応については以下の整理とされた。

- ①**運用上の改善で対応の可能性があるものについては、可能なものから着実に検討を進める**
 ②法律上の対応が必要なものについては、その実現に向けて、他制度との整合性等の法制面等の課題について、厚生労働省を始め関係府省や自治体等が調整しながら、検討を進める必要
 ③売春防止法の法体系や、女性に対する暴力の被害者支援のあり方に関するものなどについては、広く国民の理解を得る必要。厚生労働省の所管を超えた検討を要することから、男女共同参画会議などでの議論の必要性にも留意する必要

これまでの検討状況

○法律改正には課題が多いことから、検討会報告書のうち、運用上の改善で対応が可能なものについて検討し、取組を進めてきた。

- ・平成25年度 「婦人相談所ガイドライン」の策定。
：全国の婦人相談所が実施する業務内容を明確化するとともに、支援の均等化・標準化を図るため、婦人相談員、婦人保護施設、民間シェルターからのヒアリングを踏まえて策定。
- ・平成26年度 「DV被害者等自立生活援助モデル事業」の実施。
：民間シェルター等の自立支援に向けた事業について、その効果等を検証予定。
- ・平成26年度 「婦人相談員相談・支援指針」の策定。
：婦人相談員が実施する業務内容や支援サービスを明確化するとともに、切れ目のない相談・支援の質の向上、業務の均等化・標準化を図るため、全国の婦人相談員を対象にした実態調査、民間シェルター・民間支援団体からのヒアリング等を踏まえて策定。
- ・平成27年度 「婦人保護施設等の役割と機能に関する検討」
：全国の婦人保護施設を対象とした実態調査を実施し、その結果を踏まえて、施設の役割と機能についての明確化等について検討。
- ・平成28年度 「婦人保護事業研修体系に関する調査・検討」
：全国標準化した専門性を担保するための研修カリキュラムを作成。
- ・平成29年度 婦人保護事業の見直しに向けて、婦人保護事業の実態を把握するとともに、若年女性に対する支援の実態についても把握（調査研究を実施）。
- ・平成30年度 「婦人相談員手当」の国庫補助基準額を引き上げ、「同伴児童対応職員」の配置基準を拡充、「個別対応職員加算」の創設、「若年被害女性等支援モデル事業」の創設

性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言（抜粋）

（別添2）

（平成28年12月2日 与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」）

4. 性犯罪被害者相談支援体制の強化

- 各都道府県警察に設置されている性犯罪被害の相談窓口番号を全国利用型のわかりやすい短縮ダイヤル導入による全国統一化を図るとともに、24時間化を実現し、被害者がいつでも相談できる環境を整えること。
- 警察以外における相談支援体制（ワンストップ支援センター、法テラス、婦人相談所、婦人保護施設等）の拡充も図ること。

5. 婦人保護事業の抜本的な見直し

- 売春防止法を根拠法とする婦人保護事業は、性暴力のみならずDV、貧困、家庭破綻、障害等様々な困難を複合的に抱え、自ら支援を求めて行動することが容易でないケースに対応している。また、この事業に辿りついた女性たちの年齢は10代から高齢者まで多岐にわたり、子どもを同伴することも多く、現行の枠組みでは対応できない実態がある。こうした実態を踏まえ、婦人保護事業を法的な措置を含め抜本的に見直すこと。

6. 被害が顕在化しにくい若年性暴力被害者支援

- 10代、20代の女性は性暴力にあっても、誰にも相談できず、自分だけで抱え込み、顕在化しにくく、支援になかなかつながらぬ。被害を未然に防ぐため、こうした若年性暴力被害者の実態及び相談・支援の現状を把握し、今後の相談・支援のあり方について検討を行うこと。

7. 性暴力被害者への中長期的な支援体制について

- 性暴力を受けた女性の心と体の回復を支援するには、中長期的なフォローを含めた総合的な支援が必要である。そのため、DV被害を受けた「母子・父子自立支援プログラム」のような性暴力被害者自立支援プログラムの策定や性暴力被害回復支援センター（仮称）等支援のあり方について検討すること。

8. いのちの電話などの自殺防止対策事業と性暴力被害者支援との連携

- 重大な心身にわたる被害による自殺の恐れは緊急に防止する必要がある。自殺防止対策事業と性暴力被害者支援との連携を強化すること。

女性活躍加速のための重点方針2017（抜粋）

（別添3）

（平成29年6月6日 すべての女性が輝く社会づくり本部※）

Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

（4）配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

②婦人保護事業の在り方の検討

社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しに向けた検討を推進するため、婦人相談所等における支援の内容等を中心とした実態把握を行う。

女性活躍加速のための重点方針2018（抜粋）

（平成30年6月12日 すべての女性が輝く社会づくり本部）

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

（4）配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

②婦人保護事業の見直しの検討

婦人相談所等における支援について実施した実態把握の結果等を踏まえ、課題の整理を行い、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しについて有識者等による検討の場を設ける。その議論を踏まえつつ必要な見直しについて検討する。

※ 平成26年10月3日閣議決定により設置。

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、女性活躍担当大臣
本部員 他の全ての国務大臣

「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」概要

<調査研究の目的>

- 婦人保護事業における支援内容等の実態を把握し、困難を抱えた女性の権利を保障するために、今後の婦人保護事業として強化すべき課題等についての基礎資料を得ることを目的とする。

<調査研究の視点>

- ① 支援対象となる女性の範囲の明確化
- ② 利用者の支援のニーズや特性に応じた支援の提供実態・課題の把握
- ③ 民間団体との連携状況の把握
- ④ 支援につながらないケースの把握
- ⑤ 第三者評価・権利擁護の仕組みに関する状況の把握

<調査対象・調査項目>

○ 都道府県主管課

組織体制、婦人相談員の配置状況、婦人保護事業の取組方針、関係予算の状況、民間への事業委託等の状況 等

○ 婦人相談所（一時保護所含む）

組織体制、相談業務の実施状況、一時保護の実施状況、支援ニーズへの充足の状況、対象属性ごとの支援方針・支援の状況、同伴児童の受入状況、心理的ケアの実施状況、支援につながらないケースの状況、民間団体との連携状況 等

○ 婦人保護施設

組織体制、措置入所の実施状況、一時保護委託の実施状況、心理的ケアの実施状況、対象属性ごとの支援の状況、婦人相談所からの情報提供の状況、退所後のアフターケアの状況、関係機関との連携状況 等

○ 婦人相談員

相談業務の実施状況、所属機関における役割分担の状況、情報共有・連携状況、対象属性ごとの支援の状況、所属機関における民間団体との連携状況、支援につながらないケースの状況 等

<調査期間>

平成29年12月から平成30年1月

<回収状況>

都道府県票	47件発送	47件回収（100%）
婦人相談所票	49件発送	49件回収（100%）
婦人保護施設票	47件発送	47件回収（100%）
婦人相談員票	500件発送	417件回収（83.4%）

<ワーキングチームの設置>

本調査研究の実施にあたり、調査票の設計、調査結果の検討、考察等を行うため、有識者及び施設関係者等で構成されるワーキングチームを設置

（委員構成）

五十音順・敬称略／○：座長

熊田 栄一	全国婦人保護施設等連絡協議会役員
角田 由紀子	弁護士
○堀 千鶴子	城西国際大学教授
松本 周子	全国婦人相談員連絡協議会会長
薬師寺 順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課課長
和田 芳子	婦人相談所長全国連絡会議会長

オブザーバー 戒能 民江（お茶の水女子大学名誉教授）
阪東 美智子（国立保健医療科学院上席主任研究官）

○主な調査結果の概要

【婦人相談所・一時保護所】

○心理的ケアの状況

- ・ 相談支援の対象者への心理的ケアは、「実施していない」が最も多く44.9%であった。内容として多かったのは、「カウンセリング」、「心理教育」、「医療機関との情報交換」であった。
- ・ 一時保護所入所者に対しては、相談支援の対象者と比べていずれの内容も実施割合が高かった。「心理アセスメント」、「心理教育」、「カウンセリング」で実施割合が高い。なお、「実施していない」という回答も4.1%（2件）あった。

○対象を強化すべき支援対象

- ・ 地域の支援ニーズに対応するために、婦人相談所として強化すべき支援対象としては、「若年女性」、「同伴児童」が多く、次いで「同伴児童のいる女性」、「妊産婦」が多かった。

○アフターケアの状況

- ・ 相談終了後に行っている支援内容は、「基礎自治体との情報交換」が最も多かった。また、「実施していない」との回答も36.7%（18件）みられた。
- ・ 一時保護所退所後の支援は、相談終了後と比較すると全体的に高く、「基礎自治体との情報交換」、「退所後に入所した婦人保護施設との情報交換」、「退所後に入所したその他施設との情報交換」、「本人との電話連絡」の順で多かった。なお、退所後に入所した婦人保護施設とも情報交換を行っていない婦人相談所は34.7%（17件）あった。退所後の支援を「実施していない」という回答も8.2%（4件）あった。

○民間団体との連携状況

- ・ 75.5%が「自治体としての支援方針を民間団体と共有し連携している」と回答し、12.2%が「民間団体との連携はあまりできていない」と回答。また、「民間団体がほとんど活動していない」という回答も8.2%（4件）みられた。

○婦人相談所からみた支援につながらないケース

- ・ 一時保護や婦人保護施設につながらないケースの属性としては、「若年女性」、「同伴児童のいる女性」、「障害（児）者」、「高齢者」が比較的多く、その理由として「本人の同意が得られなかったため」が比較的多く、障害（児）者や高齢者は障害や疾病による理由の他、「他施策で支援することが適切であるため」が多かった。
- ・ 一時保護の同意が得られない理由は、全体として「仕事や学校を休みたくない」、「携帯電話やスマホが使えない」、「外出が自由にできない」、「同伴児童が転校又は休校しなくてはいけない」が多かった。婦人保護施設では、「集団生活に不安がある」、「仕事や学校続けたい」、「携帯電話やスマホが使えない」、「外出が自由にできない」が比較的多かった。

【婦人保護施設】

○支援ニーズに対する課題

- ・ 入所者の支援ニーズに十分対応できていないと考える支援内容をみると、「心理的ケア」が最も多く、「性暴力被害」、「地域生活定着支援事業」、「退所後支援」、「外国籍の女性」「育児・養育・同伴児童支援」の順で挙げられた。対応できていない理由として、「専門性の不足」、「人員の不足」が多かった。

○心理的ケアの状況

- ・ 「カウンセリング」、「医療機関との情報交換」、「心理的アセスメント」、「心理教育」の順に多くなっていた。実施上の課題として、「心理職員の配置がない、若しくは人員数が不足しており十分な支援ができない」、「施設内で心理職がスーパーバイズを受けることができない」などが挙げられた。

○アフターケアの状況

- ・ 「本人への電話連絡」68.1%（32件）、「家庭訪問」57.4%（27件）の順で多く、「婦人相談所との情報交換」25.5%（12件）、「基礎自治体との情報交換」44.7%（21件）であった。

【婦人相談員】

○婦人相談員の業務

- ・ 「電話相談」、「来所面談」が98.8%と最も多く、「関係機関との連絡調整」、「証明書の発行支援」が約80～90%、「地域の巡回（支援ニーズの発掘）」は約2%だった。

○体制を強化すべき支援対象

- ・ 今後、体制を強化すべき支援対象について回答を求めたところ、「若年女性」49.4%、「同伴児童のいる女性」44.6%、「障害（児）者」31.7%の順で多かった。

○民間団体との連携状況

- ・ 「自治体としての支援方針を民間団体と共有・連携している」約5割、「民間団体との連携はあまりできていない」約3割、「民間団体がほとんど活動していない」が約1割であった。

○支援につながらないケース

- ・ 一時保護につながらなかった場合のその後の対応では、「市区独自の支援事業につなげた」、「自身で継続的に支援を行った」が約4割、「特に支援は行わなかった」が5.5%あった。
- ・ 婦人保護施設につながらなかった場合のその後の対応では、「市区独自の支援事業につなげた」27%、「民間団体につなげた」18.5%、「その他」が36.7%あり、「警察と情報共有し見守りを依頼した」、「個人、知人、親戚等、支援者を探す」、「アパート転宅」等が挙げられた。「特に支援は行わなかった」は7.4%あった。

○調査結果からの考察

1. 運用上の課題

(1) ソーシャルワーク実践に関わる課題

- ・ 職員・相談員の専門性、スキルの向上
- ・ ソーシャルワーク、知識、スキル向上のための職員・相談員に対する体系的な研修やスーパービジョンの実施

(2) 支援プログラム

- ・ 母子並行プログラム、性暴力被害者への支援プログラムなど、支援プログラムの開発、実施の必要性
- ・ 各自治体、施設などにおいて導入ができるよう促進への支援

(3) 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設の環境整備

- ・ 母子、障害者、高齢者等の保護における、居室の配置や共用部分の使用への配慮など、利用者支援及び利用者の受入の可否に関する環境整備の課題
- ・ 安全確保、情報秘匿のための通信機器の制限といった生活上の制約が必要な利用者、自立支援のために制約が不利益になる利用者が混在する施設構造、環境に関連する運営上の課題

2. 制度上の課題

(1) 人員配置、専門職配置、市区婦人相談員の義務設置化

- ・ 人員不足、専門職配置の脆弱さ（他機関の併設施設との兼務、相談所業務と一時保護所業務の兼務、夜間・休日の人員体制、広い支援対応の幅）
- ・ 職員の負担感、疲弊感がもたらす利用者の不利益
- ・ 職員配置基準の検討
- ・ 活用しにくい専門職配置に関する補助制度（心理療法担当職員、同伴児童対応指導員等）
- ・ 市区の婦人相談員の任意設置（配置の有無により地域生活における支援のあり方に影響）

(2) ナショナル・スタンダード、基本方針の欠如

- ・ 国の基本方針、都道府県の基本方針の欠如
- ・ 婦人保護事業の地域差、ローカル・ルールによる事業の相違
- ・ 他機関からみた婦人保護事業の支援対象のわかりにくさ
- ・ 国の婦人保護事業実施要領の見直し

(3) 婦人保護施設入所に関わる体制

- ・ 婦人保護施設へのつながりにくさ（入所の前提である「一時保護」へのつながりにくさ）
- ・ 一時保護を経由しない入所のあり方、福祉事務所から直接入所依頼できるようなあり方

(4) 婦人保護事業における市区との連携と位置づけ

- ・ 市区町村の業務として位置づけられていない婦人保護事業
- ・ 市区町村における婦人保護事業の理解不足からくる連携の困難
- ・ 婦人保護事業における市区の業務範囲や、都道府県との役割分担等が不明確（根拠法の改正にも関わる重要な制度的課題）

3. 連携の仕組みの構築

- ・ いずれの実施機関においても、他法他施策あるいは、関係機関との連携は重要な課題
- ・ 人的資源レベル、物的資源レベル、行政レベルでの総合的な支援システムの確立

4. 根拠法である売春防止法に関する課題

(1) 対象女性に対する各実施機関における自立支援の実施や関係機関との連携

- ・ 売春防止法においては、婦人保護事業は「保護更生」という位置づけのため、社会福祉事業としての事業理念が明確ではなく、「自立支援」も明記されていない

(2) 支援実態との乖離による婦人保護事業の分かりにくさ

- ・ 本調査において、各実施機関で対象としている女性の支援課題の多様性が確認されたが、そうした対象について、そもそも根拠法である売春防止法に定義づけがされていない
- ・ 売春防止法における対象者は「要保護女子」であり、実際の支援対象との乖離が生じているため、各実施機関における対象者把握の相違や、他法他施策の関連機関による婦人保護事業の分かりにくさがもたらされている

(3) 市区町村の責務や役割

- ・ 売春防止法には市区町村の責務や役割についての規定がない

(4) 基本方針・基本計画

- ・ DV防止法など他法では、国の基本方針、基本方針に則した都道府県及び市町村基本計画などが明記され、それぞれの施策について計画が検討されている
- ・ 売春防止法では、こうした規定がなく、基本方針、計画が策定されていない
- ・ 他分野の福祉関連の法律にあるような、「連絡調整等の実施者」「連携及び調整」「支援体制の整備」などについての法的規定がなく、連携の困難、業務の困難が生じている

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の開催について

【趣 旨】

- ◆ 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。
- ◆ しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。
- ◆ このような経緯から、与党や関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。

検討会スケジュール及び主な検討事項

1. 検討会スケジュール

- 第1回（平成30年7月30日）
・座長の選任について ・今後の進め方について
- 第2回（平成30年8月23日）
・構成員からのプレゼンテーション①
- 第3回（平成30年9月4日）
・構成員からのプレゼンテーション②
- 第4回（平成30年10月24日）
・中間的な論点の整理に向けた議論
- 第5回（平成30年11月26日）
・中間的な論点の整理

※中間的な論点の整理以降は、具体的な検討事項を議論

2. 主な検討事項

- 対象とする「女性」の範囲・支援内容
- 婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能
- 他法他施策との関係や根拠法の見直し

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 構成員

（五十音順、◎座長、○座長代理、敬称略）

- | | |
|--------|----------------------------|
| 大谷 恭子 | 弁護士（アリエ法律事務所） |
| 戒能 民江 | お茶の水女子大学名誉教授 |
| 加茂 登志子 | 若松町こころとひふのクリニックPCIT研修センター長 |
| 近藤 恵子 | NPO法人全国女性シェルターネット理事 |
| ○新保 美香 | 明治学院大学社会学部教授 |
| 菅田 賢治 | 全国母子生活支援施設協議会会長 |
| 高橋 亜美 | アフターケア相談所ゆずりは所長 |
| 橘 ジュン | NPO法人BONDプロジェクト代表 |
| 仁藤 夢乃 | 一般社団法人Colabo代表 |
| 野坂 洋子 | 昭和女子大学人間社会学部助教 |
| ◎堀 千鶴子 | 城西国際大学福祉総合学部教授 |
| 前河 桜 | 大阪府福祉部子ども室家庭支援課長 |
| 松本 周子 | 全国婦人相談員連絡協議会会長 |
| 水野 健二 | 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課主幹 |
| 村木 太郎 | 一般社団法人若草プロジェクト理事 |
| 横田 千代子 | 全国婦人保護施設等連絡協議会会長 |
| 和田 芳子 | 婦人相談所長全国連絡会議会長 |

（オブザーバー）

内閣府、法務省、警察庁

関係資料掲載【厚生労働省HP】

婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究（P6～8）

ホーム > 政策について >

分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 >

DV防止対策・ストーカー対策・人身取引対策・AV出演強要・「JKビジネス」問題等に関する対策等 >

「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」「婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究」報告書（平成30年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212859.html>

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会（P9）

ホーム > 政策について >

審議会・研究会等 > 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00520.html

(参考) 婦人保護事業

婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)

2. 対象女性 (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

1. 売春防止法（昭和31年法律第118号）

○法の目的： この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする。（第1条関係）

○第1章 総則 目的、定義、売春の禁止

第2章 刑事処分 売春目的での勧誘、売春の斡旋、困惑等による売春、売春目的での前貸、売春契約、売春場所の提供、売春業等に関する罰則規定

第3章 補導処分 補導処分、婦人補導院への収容、保護観察、仮退院等

第4章 保護更生 要保護女子（性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子）の保護更生のため、婦人相談所の設置、婦人相談員の委嘱、婦人保護施設の設置、国や都道府県の補助

第4章 保護更生

第34条（婦人相談所）

都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 地方自治法第252条の191第1項の指定都市は、婦人相談所を設置することができる。

3 婦人相談所長は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

4 婦人相談所に、所長その他所用の職員を置く。

5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

6 前各号に定めるもののほか、婦人相談所に關し必要な事項は、政令で定める。

第35条（婦人相談員）

都道府県知事（婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第38条第1項第2号において同じ。）は、社会的信望があり、かつ、第3項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

2 市長（婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

第36条（婦人保護施設）

都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

第36条の2（婦人相談所長による報告等）

婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

○法の制定：我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

○ 第1章 総則 定義、国及び地方公共団体の責務 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員による相談等、婦人保護施設における保護

第3章 被害者の保護 暴力の発見者による通報等、保護についての説明、警察官による被害の防止、警察本部長等の援助、福祉事務所による自立支援、関係機関の連携協力、苦情処理

第4章 保護命令 保護命令、管轄裁判所、保護命令申立書、迅速な裁判、保護命令事件の審理方法、保護命令の申立てについての決定等、即時抗告、保護命令の取消、再度の申立て、事件記録の閲覧等、宣誓認証、民事訴訟法の準用、最高裁判所規則

第5章 雑則 第5章の2 補助

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

第3条（配偶者暴力相談支援センター）

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

第4条（婦人相談員による相談等）

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

第5条（婦人保護施設における保護）

都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

3. 人身取引対策行動計画2014の概要（平成26年12月 犯罪対策閣僚会議）

人身取引を巡る情勢

- 我が国の人身取引対策への取組状況に対する国際社会の関心
- 外国人材の活用、外国人の往来の増加、女性の活躍促進等を進める中、「世界一安全な国、日本」創造に向けた人身取引対策強化の重要性

人身取引対策行動計画2014の構成

①人身取引の実態把握の徹底

②人身取引の防止

- 入国管理局・在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
- 労働搾取を目的とした人身取引の防止
 - ・ 外国人技能実習制度の抜本的見直しによる制度の適正化
 - ・ 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底
 - ・ 労働基準関係法令の厳正な執行

③人身取引被害者の認知の推進

- 各種窓口の連携による適切な対応
- 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知
- 外国語による窓口対応の強化
- 在外公館等による潜在的人身取引被害者に対する注意喚起

④人身取引の撲滅

- 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化
- 人身取引取締りマニュアルの活用による取締りの徹底
- 国境を越えた犯罪の取締り

⑤人身取引被害者の保護・支援

- 保護機能の強化
 - ・ 男性も含む人身取引被害者に対する一時保護機能の提供
 - ・ 外国人技能実習生の保護強化
- 被害者への支援
 - ・ 捜査過程における被害者への情報提供
 - ・ 被害者に対する法的援助の実施とその周知
 - ・ 外国人被害者の自主的帰国支援

⑥人身取引対策推進のための基盤整備

- 人身取引議定書の締結
- 国民等の理解と協力の確保
- 閣僚級会議の設置
- 人身取引に関する年次報告の作成

※赤字は、新規に講ずる施策（現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったものを含む。）

人身取引対策行動計画2014(抜粋)

5. 人身取引被害者の保護・支援

人身取引の被害者は、精神的・肉体的に大きな被害を受けていると考えられ、まずは被害者の安全を確保した上で、その心情、立場を踏まえた支援措置を講じていくことが重要である。また、すべての被害者が保護・支援措置の対象となるよう、犯罪被害者や女性、児童、外国人に関する既存の支援制度等も活用しつつ、効果的な措置を講じていく。

(1) 「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進

平成23年7月に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議で申し合わせた「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（別添3参照）に基づき、関係行政機関は相互に連携しつつ被害者の保護に関する措置を適切に講じていく。

さらに、人身取引被害者に対して実施可能な支援・保護措置についての周知に努める。

(2) 保護機能の強化

法務省の人権擁護機関が実施する調査救済において、緊急避難措置として男性も含めた人身取引被害者に対し一時保護機能を提供できるよう努めていく。

また、外国人技能実習制度の見直しの中で、人権侵害の被害を受けた技能実習生の保護機能の強化も検討する。

さらに、中長期的な被害者保護施策についても、実態を踏まえつつ、その在り方について検討していく。

(3) 被害者への支援

① 婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実

婦人相談所における人身取引被害女性への保護、援助について、外国人被害者である場合にはその宗教的生活や食生活を尊重した支援を実施するなど、その充実を図る。

人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)(抜粋)

3 各種窓口における対応

- (1) 警察、入国管理局、法務局、**婦人相談所**、児童相談所、労働基準監督署、外務本省等の関係機関の各種窓口においては、例えば、相談者等が外国人である場合には母国語により対応し、女性である場合には女性職員が対応し、相談者等のプライバシー等に十分配慮するなど、相談者等が相談しやすい環境をつくり、人身取引被害者の認知・把握に努める。

【別添】各行政機関における人身取引事案への対応

≪婦人相談所・児童相談所≫

・ 各種窓口における対応

婦人相談所又は児童相談所において、人身取引被害者やその関係者から相談や保護要請があった場合に積極的かつ適切に対応する。

・ 被害者の保護

関係行政機関から人身取引被害者の保護要請を受け、又は、自ら人身取引被害者を認知した際に、被害者が悪質な雇用主、ブローカー等から危害を加えられるおそれが強いこと等を踏まえ、被害者本人に対して各関係機関の役割について説明し、連絡の必要性について了承を得た上で、必要に応じて警察や入国管理局への通報を行うほか、関係行政機関と相互に連携して適切な保護措置を講ずる。

・ 婦人相談所等における保護、援助等の実施

婦人相談所において、関係行政機関、在京大使館、IOM及びNGOとの連携確保に努め、被害女性に対する衣食住の提供、夜間警備体制の整備のほか、被害者の状況に応じ保護中の支援の充実を図る。なお、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保護措置を講ずる。また、より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等への一時保護委託を実施する。

4. ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

○法の目的： この法律は、ストーカー行為を罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

○第1条～第5条 目的、定義、つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止、警告、禁止命令等

○第6条～第10条 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、警察本部長等の援助等、**職務関係者による配慮等**、**国・地方公共団体・関係事業者等の支援**、調査研究の推進

○第11条～第15条 ストーカー公印等の防止等に資するためのその他の措置、支援等をはかるための措置、報告徴収等、禁止命令等を行う公安委員会等
方面公安委員会への権限の委任

○第16条～第21条 方面部長への権限の委任、公安委員会の事務の委任、罰則、運用上の注意

【第8条、第9条関係】

（職務関係者による配慮等）

第8条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

3 国、地方公共団体等は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

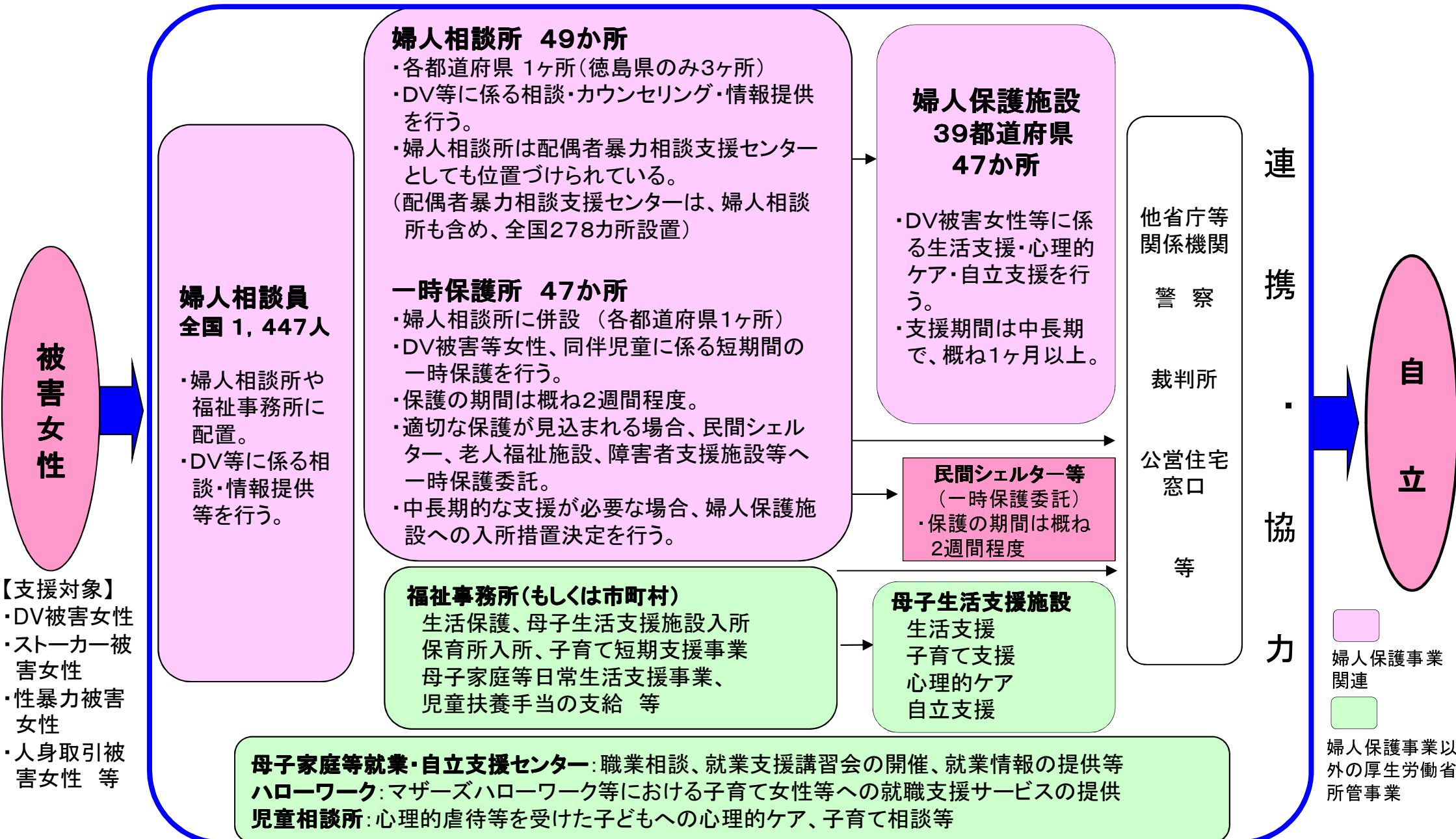
第9条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

2 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。

3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は平成29年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成29年11月2日現在

婦人相談所の都道府県別設置状況

(平成29年4月1日)

都道府県名	名称	都道府県名	名称
1 北海道	北海道立女性相談援助センター	26 京都府	京都府家庭支援総合センター
2 青森県	青森県女性相談所	27 大阪府	大阪府女性相談センター
3 岩手県	岩手県福祉総合相談センター	28 兵庫県	兵庫県立女性家庭センター
4 宮城県	宮城県女性相談センター	29 奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター
5 秋田県	秋田県女性相談所	30 和歌山県	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
6 山形県	山形県婦人相談所	31 鳥取県	鳥取県福祉相談センター
7 福島県	福島県女性のための相談支援センター	32 島根県	島根県女性相談センター
8 茨城県	茨城県婦人相談所		島根県女性相談センター西部分室
9 栃木県	とちぎ男女共同参画センター	33 岡山県	岡山県女性相談所
10 群馬県	群馬県女性相談所	34 広島県	広島県こども家庭センター
11 埼玉県	埼玉県婦人相談センター	35 山口県	山口県男女共同参画相談センター
12 千葉県	千葉県女性サポートセンター	36 徳島県	徳島県中央こども女性相談センター
13 東京都	東京都女性相談センター		徳島県南部こども女性相談センター
	東京都女性相談センター 多摩支所		徳島県西部こども女性相談センター
14 神奈川県	神奈川県立女性相談所	37 香川県	香川県子ども女性相談センター
15 新潟県	新潟県女性福祉相談所	38 愛媛県	愛媛県婦人相談所
16 富山県	富山県女性相談センター	39 高知県	高知県女性相談支援センター
17 石川県	石川県女性相談支援センター	40 福岡県	福岡県女性相談所
18 福井県	福井県総合福祉相談所	41 佐賀県	佐賀県婦人相談所
19 山梨県	山梨県女性相談所	42 長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター
20 長野県	長野県女性相談センター	43 熊本県	熊本県女性相談センター
21 岐阜県	岐阜県女性相談センター	44 大分県	大分県婦人相談所
22 静岡県	静岡県女性相談センター	45 宮崎県	宮崎県女性相談所
23 愛知県	愛知県女性相談センター	46 鹿児島県	鹿児島県女性相談センター
24 三重県	三重県女性相談所	47 沖縄県	沖縄県女性相談所
25 滋賀県	滋賀県中央子ども家庭相談センター	合計	全国49か所

婦人保護施設の都道府県別設置状況

(平成29年4月1日)

都道府県名	名称	併設状況	設置運営
北海道	北海道立女性相談援助センター	A, B	公設公営
青森	—	—	—
岩手	社会福祉法人岩手県同胞援護会 桐の苑	B	民設民営
宮城	宮城県コスモスハウス	A, B	公設民営
秋田	秋田県陽光園	A, B	公設民営
山形	金谷寮	B	公設公営
福島	福島県女性のための相談支援センター	A, B	公設公営
茨城	茨城県立若葉寮	B	公設公営
栃木	とちぎ男女共同参画センター	A, B	公設公営
群馬	三山寮	A, B	公設公営
埼玉	埼玉県婦人相談センター	A, B	公設公営
千葉	婦人保護施設 望みの門学園	単	民設民営
	かにた婦人の村	単	民設民営
東京	救世軍新生寮	単	民設民営
	いこいの家	単	民設民営
	いずみ寮	単	民設民営
	救世軍婦人寮	単	民設民営
	慈愛寮	単	民設民営
神奈川	神奈川県女性保護施設 さつき寮	単	公設民営
新潟	新潟県あかしゃ寮	A, B	公設公営
富山	—	—	—
石川	石川県白百合寮	A, B	公設公営
福井	福井県若草寮	A, B	公設公営
山梨	山梨県女性相談所	A, B	公設公営
長野	婦人保護施設 県立ときわぎ寮	A, B	公設公営
岐阜	岐阜県立千草寮	B	公設民営
静岡	静岡県婦人保護施設 清流荘	B	公設民営
愛知	愛知県立白菊荘	単	民設民営
	愛知県立成願荘	単	民設民営

都道府県名	名称	併設状況	設置運営
三重	婦人保護施設あかつき寮	単	民設民営
滋賀	滋賀県中央子ども家庭相談センター	A, B	公設公営
京都	京都府家庭支援総合センター	A, B	公設公営
大阪	大阪府立女性自立支援センター あゆみ寮	単	公設民営
	// のぞみ寮	単	公設民営
兵庫	神戸婦人寮	単	民設民営
	姫路婦人寮	単	民設民営
奈良	—	—	—
和歌山	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	A, B	公設公営
鳥取	—	—	—
島根	—	—	—
岡山	(休止中)岡山県福祉相談センター	A, B	公設公営
広島	呉慈愛寮	単	民設民営
山口	山口県大内寮	B	公設公営
徳島	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮	A, B	公設公営
香川	玉藻寮	A, B	公設公営
愛媛	愛媛県立さつき寮	A, B	公設公営
高知	—	—	—
福岡	アベニール福岡	単	公設民営
佐賀	婦人保護施設 たちばな	単	民設民営
長崎	県立清和寮	B	公設公営
熊本	—	—	—
大分	大分県婦人寮	A, B	公設公営
宮崎	宮崎県立きりしま寮	A, B	公設公営
鹿児島	錦江寮	単	民設民営
沖縄	うるま婦人寮	単	民設民営
全国47か所			

【注】併設状況欄 :A(婦人相談所と併設)、B(一時保護所と併設)、単(単独設置)

婦人相談員の配置状況と在職年数

○総数1,447人のうち295人、約2割が常勤となっている。

(常勤の配置は特定の都道府県に偏っている)

○3年未満の相談員が都道府県では48.9%、市では47.0%を占めている。

配置状況(29.4.1)

	県	市	合計
北海道	4	40	44
青森県	8	8	16
岩手県	2	22	24
宮城県	0	25	25
秋田県	8	2	10
山形県	9	13	22
福島県	18	8	26
茨城県	12	5	17
栃木県	12	31	43
群馬県	9	9	18
埼玉県	34	44	78
千葉県	33	46	79
東京都	32	192	224
神奈川県	19	72	91
新潟県	4	16	20
富山県	4	7	11
石川県	3	13	16
福井県	4	5	9
山梨県	4	4	8
長野県	12	16	28
岐阜県	3	10	13
静岡県	5	23	28
愛知県	26	39	65
三重県	8	20	28

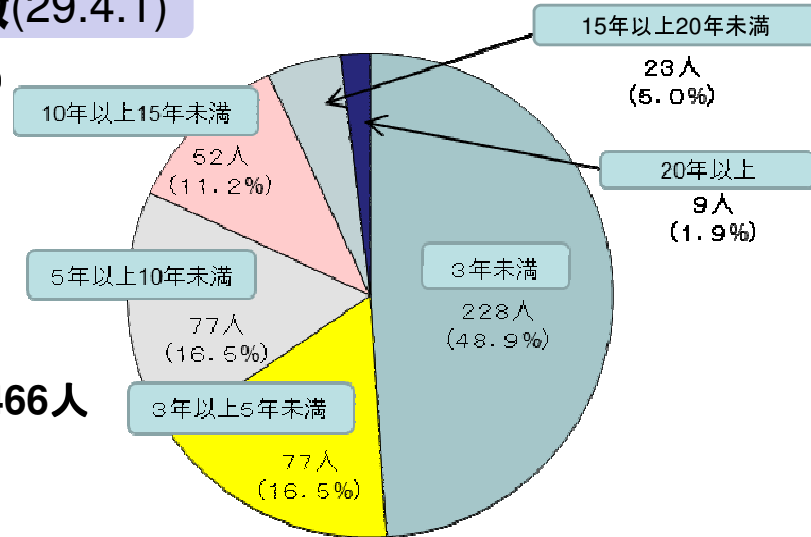
(単位:人)

在職年数(29.4.1)

	県	市	合計
滋賀県	2	6	8
京都府	22	2	24
大阪府	18	24	42
兵庫県	5	45	50
奈良県	5	0	5
和歌山県	14	1	15
鳥取県	1	5	6
島根県	11	5	16
岡山県	15	16	31
広島県	8	15	23
山口県	7	8	15
徳島県	9	12	21
香川県	4	17	21
愛媛県	4	9	13
高知県	5	0	5
福岡県	31	62	93
佐賀県	3	6	9
長崎県	3	7	10
熊本県	2	26	28
大分県	3	2	5
宮崎県	4	5	9
鹿児島県	4	13	17
沖縄県	13	25	38
合計	466	981	1,447

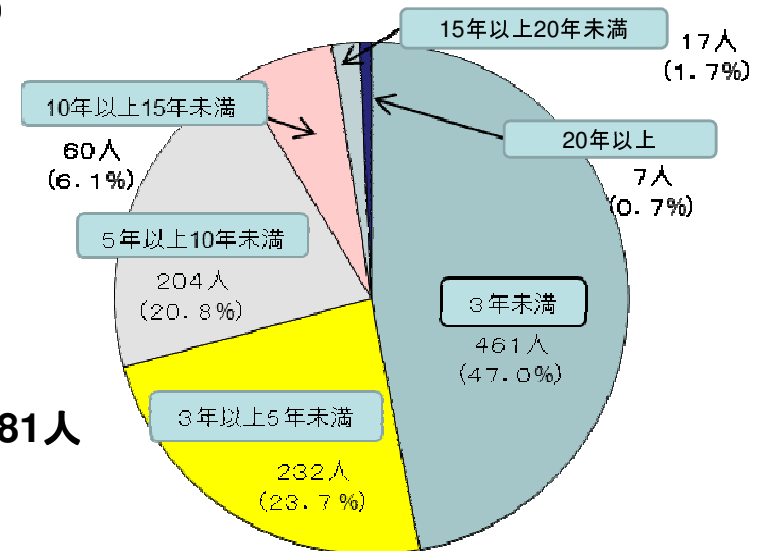
(県)

計466人



(市)

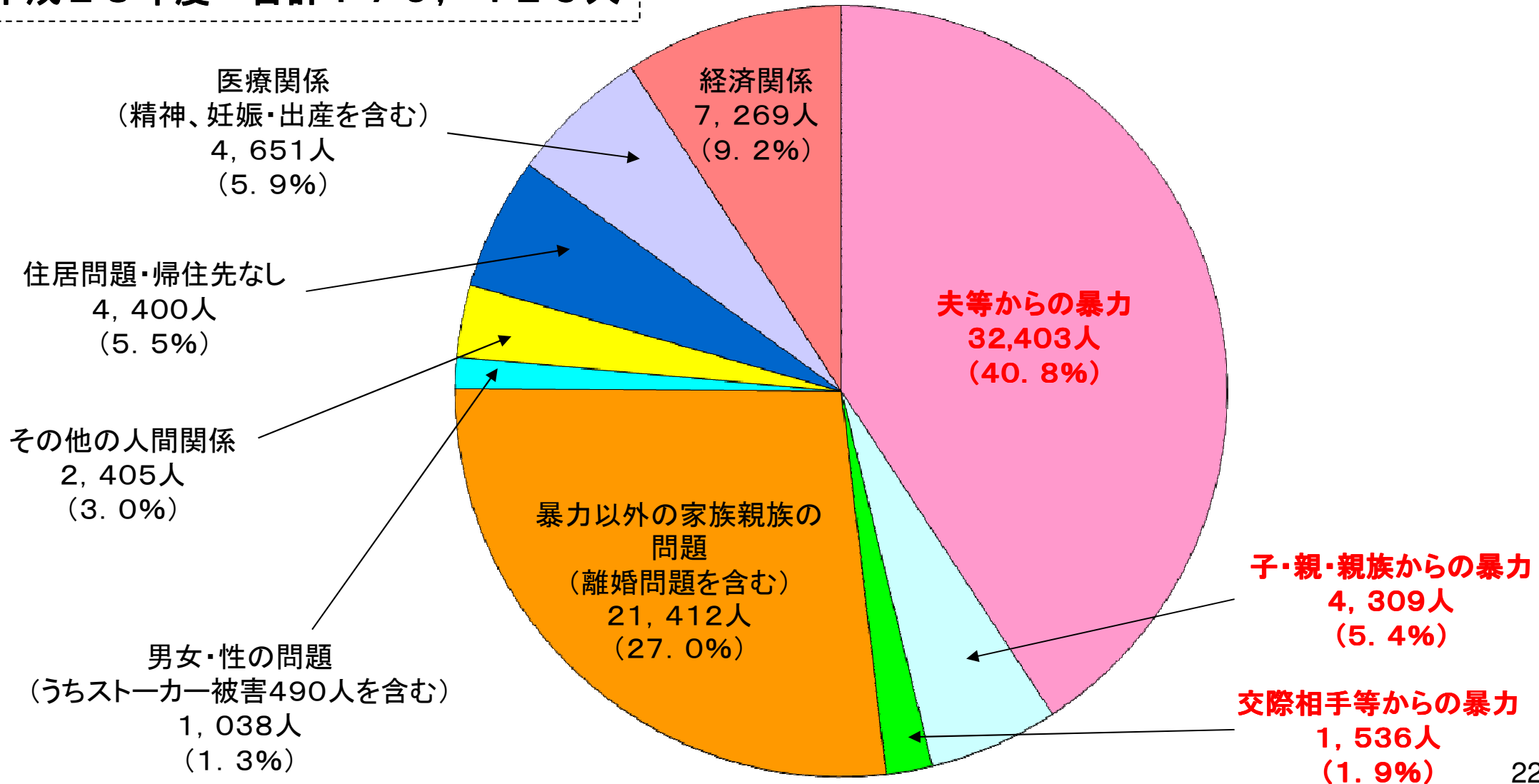
計981人



婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の40.8%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の48.1%を暴力被害の相談が占めている。

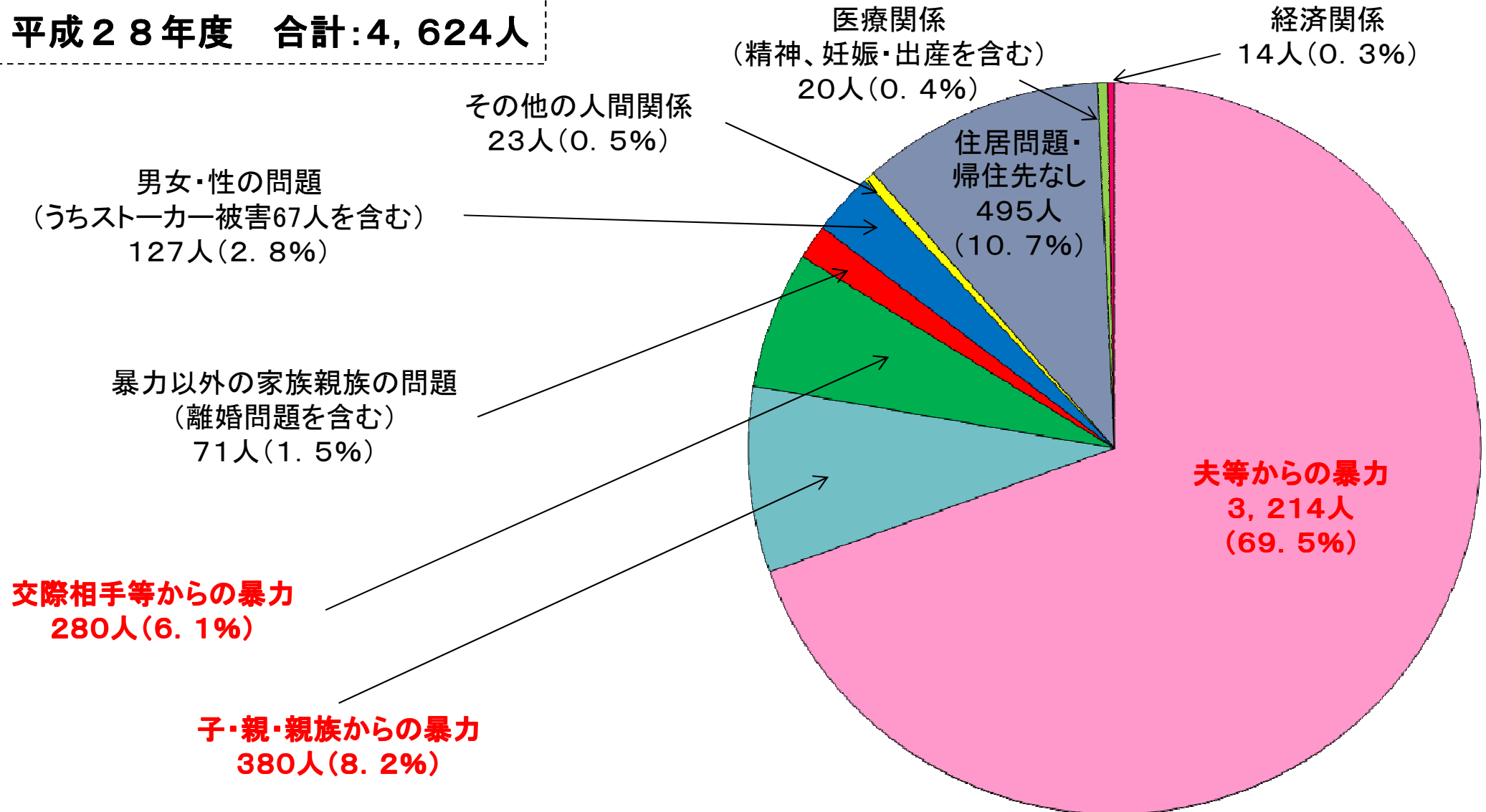
平成28年度 合計：79,423人



婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の69.5%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83.8%を暴力被害が占めている。

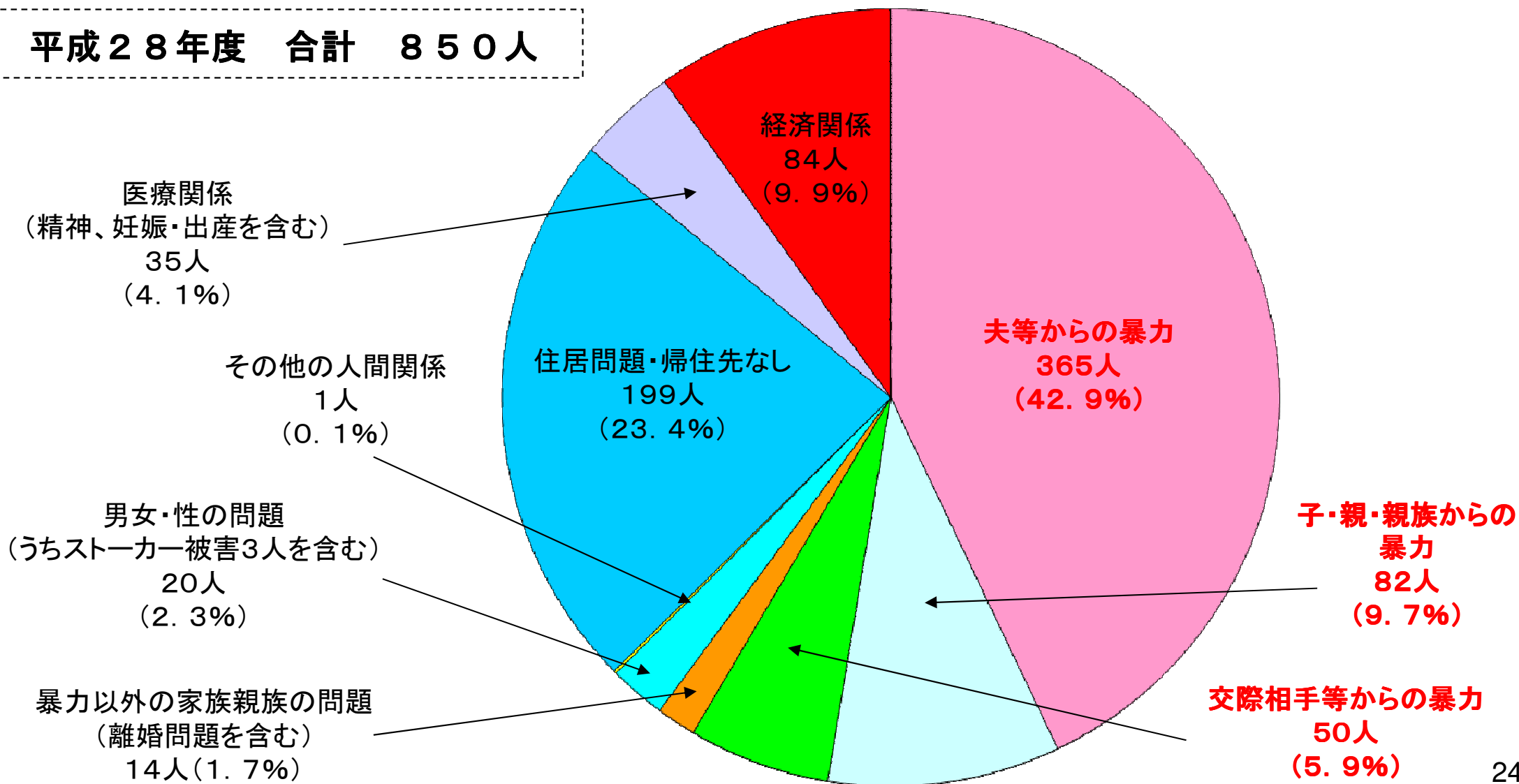
平成28年度 合計:4,624人



婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の42.9%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の58.5%を占めている。
- ※ なお、在所者850人のほかに、同伴家族377人(うち同伴児童373人)が入所している。

平成28年度 合計 850人



若年被害女性等支援モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

平成30年度予算額159億円の内数 → 平成31年度概算要求額208億円の内数

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10

<モデル事業イメージ>

都道府県・市・特別区

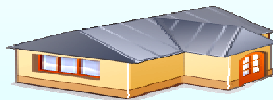


★4つのアプローチで若年(被害)女性の早期からの自立を支援

- ①アウトリーチ支援【必須】
- ②関係機関連携会議の設置等(関係機関との連携)【必須】
- ③居場所の確保【任意】
- ④自立支援【任意】

事業の一部(②を除く)を委託可能

民間団体



国

補助

① アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設(電話・メール・LINE)

③ 居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

④ 自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

② 関係機関連携会議の設置等 (関係機関との連携)

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ(同行支援を含む)

婦人相談所

民間支援団体

児童相談所

福祉事務所

自立相談支援機関(生活困窮者制度)

警察

DVセンター

男女共同参画センター

婦人保護施設

医療機関

労働関係機関

若年被害女性等

(JKビジネス被害者等・家出少女・AV出演強要等)

